

地層処分事業の理解に向けた
選択型学習支援

(2026年度活動分)

仕 様 書

2026年3月

原子力発電環境整備機構

仕 様 書

1. 件名

地層処分事業の理解に向けた選択型学習支援（2026年度活動分）

2. 事業目的

全国の地層処分事業に関心を有する団体を対象に、地層処分事業に関連する学習活動の支援を行うことにより、地層処分事業に対する理解を深めていただくとともに、その実現が日本社会の重要な課題の解決に貢献することを理解していただく。また、団体の交流・連携を推進し、各団体の活動状況や団体同士の連携・活動の広がりを広く社会に発信していくことにより、地層処分事業に対する国民の関心、理解を広げていく。

3. 業務委託における基本的遵守事項

本事業の受託者は、委託された業務を担当する関係者全員（再委託がある場合はその関係者を含む）に次の基本的事項について説明を行い遵守しなければならない。

1. 受託者は、機構の掲げる経営理念に則り、かつ、機構の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって委託された業務を実施すること
2. 受託者は機構の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう委託業務を実施すること
3. 受託者は上記 1, 2 に加え機構の事業に関する国民への理解活動において説明会等を実施する場合、以下の行為を行わないこと
 - (1) 金銭、便宜等の提供を伴う参加者募集
 - (2) 意図的な参加者の選別及び発言の誘導

4. 事業内容

受託者は、地層処分事業に関心を有する団体の学習活動（A. 勉強会・講演会、B. 地層処分研究施設等の見学会、C. 情報発信ツールの作成）を支援するため、【Ⅰ. 全体管理業務】【Ⅱ. 資金交付業務】【Ⅲ. 活動調整業務】【Ⅳ. 交流支援業務】【Ⅴ. 情報発信関連業務】の5つのセクション業務を行う。各業務の実施にあたっては、機構との連絡・調整を密にし、各業務の各段階で機構の了解を得るとともに、機構への報告や機構からの指示は適宜、書面に残す。

【Ⅰ. 全体管理業務】

「4. 事業内容」に記載のⅡ～Ⅴの各業務の連携・調整・管理を行い、本事業が円滑に実施されるよう、全体の取りまとめ等を行う。

(1) 事業の全体管理

受託者は本事業がその目的を達成するため、(2)で作成する活動の手引きに基づき、【Ⅱ. 資金交付業務】【Ⅲ. 活動調整業務】【Ⅳ. 交流支援業務】【Ⅴ. 情報発信関連業務】の各業務が適切に実施されるよう、各業務の連携・調整・管理を行う。

(2) 活動の手引きの作成

受託者は本事業の概要や活動手順、支援対象となる費用などを定めた活動の手引きを作成する。作成にあたっては、機構が提示する「地層処分事業の理解に向けた選択型学習支援事業（2025年度活動分）」における活動の手引きを参考とし、機構と協議の上、その指示に従う。

(3) 実施報告書の収集・確認

受託者は、支援団体に対し活動終了後速やかな実施報告書の提出を求め、内容を確認する。支援団体の報告書の作成にあたっては、支援団体からの要望に応じて適切な指導・助言を行う。

(4) 事後評価

受託者は、アンケート等による支援団体の意見聴取により本事業の事後評価を行い、機構に報告する。より効果的な事業となるよう、受託者は適宜機構へ提言を行う。

(5) 情報の管理

受託者は、支援団体や関係者に不利益が生じないように、機構と協議し、情報の取扱いルールを定めた上で、同ルールに従い厳重な管理を実施する。ただし、支援団体自らが公開する場合や支援団体が公開することを書面にて了承した場合はこの限りでない。また、受託者が広報物の制作や支援を行う際は、引用について著作の範囲、使用の制限など事前に権利者に確認を行うことを徹底する。確認した日付、相手、内容について機構へ報告する。

(6) 定期報告

受託者は、本事業への応募状況や、支援団体の活動予定、活動実施状況等について機構が提示する書式により定期的に機構へ報告するとともに、毎月1回の対面もしくはWebでのミーティングを行い、機構の指示を受ける。詳細は機構と協議する。

(7) 報告書の作成

受託者は、本事業終了後、速やかに事業内容の報告書を作成する。

【Ⅱ. 資金交付業務】

本事業への応募団体を募り、適切な審査の下、支援団体を決定する。支援団体数は最大100団体とし、活動支援金を適切に支払う。

(1) 支援団体の募集と申込受付

受託者は窓口を整備した上で、支援団体の募集、申込みの受付、問合せ等への対応を行う。支援団体の募集にあたっては、機構が提示する前年度の募集チラシ、活動申込書等を参考に募集チラシ、活動申込書、封筒を作成し、活動の手引きとあわせて、機構が指定する送付先（全国の自治体、経済団体、学習支援事業を活用したことのある団体等）に送付するとともに、選択型学習支援事業ホームページに掲載する。なお、

募集チラシ、活動の手引き等において自社名を公にしたい場合は、機構業務の補助事業者としての名称を記載することも可とする。募集期限は2026年12月下旬までとし、詳細な日程は機構と協議し決定する。

仮に、応募団体数が少なく、追加の募集等が必要と機構が判断した際には、別途、経費を見積もり、これとは別に、新たな契約を結んだ上で実施するものとする。

また、応募に繋がるWeb等を活用した効果的な企画提案を行うものとする。

(2) 支援団体の決定

受託者は、当事業への申込みを行った団体について、下記、支援条件に基づき、支援認否の審査を行うとともに、この審査が適正に行われたかについて外部評価者による確認を行うことにより、支援団体を決定する。支援団体数は最大100団体までとする。機構が提示する過去の外部評価者を参考にして、外部評価者は3名以上設置するものとし、機構と協議の上決定する。なお、機構は、申込団体に対する支援の認否に関する個々の審査には関与しない。

[支援条件] 申込内容が次の8点の選定基準のいずれにも該当すること。

- ・地層処分事業への理解を深めようとする活動であること
- ・営利を目的とした活動ではないこと
- ・適正な活動を行った上で実施報告書を期限内に提出できること
- ・1団体当たりの参加人数が5名以上であること
- ・原則として参加者は日本国籍を有すること
- ・日本国内で実施する活動であること
- ・運営・経理面において透明性が高い団体であること
- ・活動成果について何らかの発信をすること

(3) 活動支援金の支払い

受託者は、支援団体の学習活動に伴う支出額について、活動の手引き等に基づき活動支援金を確定し、支援団体に支払う。また、機構が承認する場合は、交流学习に必要な交通費及び宿泊費を、活動支援金から拠出することができる。

支援団体1団体あたりの活動支援金の上限は原則100万円(税込)とするが、必要性が認められる場合は、200万円(税込)まで増額することができる。

支援金の支払いにあたっては、以下の点に留意すること。

- ・支援団体への活動支援金の支払時期や支払方法については、受託者が各支援団体と協議の上決定する。
- ・支援団体に支出の根拠となる証憑等の提出を求め、活動支援金の対象費用であることを検査する。
- ・証憑等を保管し、機構に対する委託料の支払請求の際に、提出または提示する。

【Ⅲ. 活動調整業務】

支援団体と活動内容を調整の上、施設見学先等との調整や交通機関のチケット等の手配など、支援団体に対する支援を行う。

(1) 支援団体の活動内容の調整等

受託者は、支援団体と学習活動の開催日時や実施内容の詳細を協議・調整し、講師の派遣や施設見学、宿泊先、交通機関のチケットなどの各種手配等、活動の支援を行う。

施設見学会を実施する際は必ず事前に勉強会または講演会を実施することとし、1団体の活動回数は、施設見学会は1回程度、勉強会または講演会は2回程度を上限とし、受託者と支援団体で、協議の上、実施するものとする。勉強会または講演会は原則として対面で実施するものとする。ただし、感染症拡大等、やむを得ない事情がある場合は、機構と協議の上オンラインによる開催も可とする。

【Ⅳ. 交流支援業務】

支援団体の代表者や地層処分事業についての学習活動を進める方等との交流会の実施や支援団体間が情報交換のできる交流サイトの構築・運営を行う。

(1) 交流会の開催

a. 全国交流会

支援団体の代表者や全国各地で地層処分事業についての学習活動を進めている方等（100名程度、参加者については機構より別途指示）が一堂に会して意見交換等を行う全国交流会を、年1回開催（2月頃、東京都内会場を予定）する。機構と協議の上、交流会の内容を策定し、会場等の手配、配布資料の作成、当事業における支援団体等への開催案内、募集などの諸準備、受付や進行など会の運営を行う。また、支援団体からの参加者に対する宿泊先、交通機関のチケットの手配を行う。

開催当日に参加者が会場に集まることが適切でないと判断される場合など、機構から指示する場合は、Webを活用して開催する。この場合、必要なWeb環境の整備、Webによる会の運営を行うものとする。

b. Web交流会

支援団体のメンバーや全国各地で地層処分事業についての学習活動を進めている方等（参加者については機構より別途指示）を対象に、機構と協議の上定めたテーマによる講演会やワークショップ、意見交換会、機構職員との座談会等を2回程度（実施回数や内容は状況に応じて適宜調整）Web開催する。必要なWeb環境の整備、Webによる会の運営を行うものとする。

(2) 交流学習の支援

受託者は、支援団体が他の支援団体の活動（講演会、シンポジウム、意見交換会等）に学び、自団体の活動に活かす取り組みに必要な支援団体間どうしの調整及び活動支援を行うとする。

(3) 交流サイトの運営

受託者は支援団体の交流サイトを構築・運営する。なお、交流サイトのソースデータについては、機構より「地層処分事業の理解に向けた選択型学習支援事業（2025年度活動分）」で使用したデータの移管を受け契約満了までに機構に返還するものとする。

【V. 情報発信関連業務】

本事業に関するホームページの運用・管理を行うとともに、支援団体による情報発信支援等を行う。

(1) 選択型学習支援事業ホームページの運用・管理

受託者は機構より選択型学習支援事業ホームページの移管を受け、自社のサーバー上で当該ホームページの更新・管理を行う。適宜改良等を行い、契約満了までに機構に返還する。現行のホームページの主な掲載内容は以下の通りである。

- ・ 支援の概要
- ・ お申込みについて
- ・ 資料集
- ・ お知らせ
- ・ 「知爽の人（支援団体代表者等のメッセージ動画）」
- ・ 活動レポート（支援団体の活動紹介）

※下記ホームページの 応募方法等＜選択型学習支援事業＞を参照

<https://www.numo.or.jp/pr-info/pr/shienjigyo/index.html>

(2) 情報発信の支援

受託者は、支援団体による活動成果等の情報発信（情報発信ツールの作成を含む）について、助言および支援を行う。

5. 積算書作成に係る留意事項

- ・ 委託料は100団体が勉強会、見学会及び情報発信に係る活動をそれぞれ1回開催するものとして、本事業を実施するのに必要な経費を計上する。
- ・ 委託料の内訳は、人件費、直接経費、再委託費、活動支援金及び一般管理費に区分する。
- ・ この積算に用いる価格、数量等は入札において用いるものであり、精算は実際にかかった費用に基づく。
- ・ 積算にあたっては、以下の前提条件に留意する。

【I. 全体管理業務】の(2)

（活動の手引きの作成）

- ✓ 活動の手引きを8,000部作成し、そのうち3,000部を機構に送付する。

【II. 資金交付業務】の(1)

（募集チラシ等の作成）

- ✓ 募集チラシ、活動申込書、封筒をそれぞれ5,000部作成し、活動の手引きと併

せて、全国の自治体、経済団体等、機構の指定する送付先（4,700 箇所）に送付する。加えて、募集チラシはさらに3,000部作成し、機構に送付する。

【Ⅱ. 資金交付業務】の(2)

(謝金)

- ✓ 支援団体の選定審査の確認を行う外部評価者3名に対し、謝金（審査員への謝金、審査回数（110回）に応じた謝金、全国交流会参加者に対する謝金）を支払うものとする。

【Ⅱ. 資金交付業務】の(3)

(活動支援金)

- ✓ 活動支援金は、100団体の活動分として、計120百万円(税込)計上すること。

【Ⅲ. 活動調整業務】の(1)

(旅費・宿泊費)

- ✓ 受託者の施設見学会への立会いに係る旅費・宿泊費（70回の立会いを前提）、全国交流会（対面開催：1回）に参加するための旅費・宿泊費として、合わせて455万円(税抜)を計上すること。
- ✓ 支援団体の施設見学会等や交流学习への参加に係る旅費・宿泊費は活動支援金から支払うものとし、直接経費には計上しない。

【Ⅳ. 交流支援業務】の(1)

(旅費・宿泊費)

- ✓ 外部評価者3名の全国交流会への参加に係る旅費・宿泊費を12万円(税抜)計上すること。
- ✓ 支援団体等の全国交流会への参加に係る旅費・宿泊費を432万円(税抜)計上すること。
- ✓ 支援団体の施設見学会等や交流学习への参加に係る旅費・宿泊費は活動支援金から支払うものとし、直接経費には計上しない。

(交流会に係る費用(旅費・宿泊費は除く))

- ✓ 全国交流会（対面開催：1回）、Web交流会（2回程度）を開催するものとして、必要な費用を計上する。
- ✓ 全国交流会では200名程度収容できる会議室とグループに分かれて議論できる部屋を4部屋程度借りるものとする。
- ✓ 全国交流会の実施状況を、オンライン配信するとともに記録するための費用を計上する。

(謝金)

- ✓ 全国・Web交流会への登壇者に対し、謝金を支払うものとし、5名分を計上する。

【Ⅳ. 交流支援業務】の(2)

- ✓ 必要な支援団体間同士の調整及び活動支援を適正に行うものとする。

【V. 情報発信関連業務】の(1)

(ホームページ運用・管理)

- ✓ 選択型支援事業ホームページを1年間運用するのに必要な更新・管理費用を計上する。「活動レポート」については30団体分程度を掲載する。また既存のコンテンツについて、必要に応じて適宜改良等を行うとともに、当ホームページへの閲覧を促すコンテンツ等についての企画提案を行うものとする。

※下記ホームページの過年度事業を参照

<https://www.numo.or.jp/pr-info/pr/shienjigyo/index.html>

【V. 情報発信関連業務】の(2)

(情報発信の支援)

- ✓ 支援団体による情報発信に対する助言等を事業期間中に150件程度(1.5回/団体)行うものとする。

【その他共通費】

(機材リース費)

- ✓ ノートPC(3台程度)、タブレット(5台程度)、Wi-Fi等、必要な機材のリース費を計上する。

(通信料)

- ✓ Web会議アプリ使用料等、必要な通信料を計上する。なお、Web会議アプリの種類について記載すること。

(消耗品費)

- ✓ 学習活動を支援するために必要な消耗品費を計上する。

- ※ 直接経費における旅費・宿泊費並びに活動支援金は、施設見学会、交流会の開催地、実際の応募団体数、活動内容、支援団体や外部審査員の所在地等により金額が変動するため、仕様書において積算額を指定する。

6. 委託料の支払い

- ・ 支払いについては、確定検査後払いとする(確定月の翌月末までに支払う)。ただし、契約書の定めに基づき、受託者は、業務の完了前に業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、委託業務の完了前に概算払請求書を提出し、機構の確認を受けた後に支払いを受けることができる。本契約においては、概算払いは3回を限度とし、機構は概算払いの請求を受けた月の翌月末までに支払うものとする。
- ・ 活動支援金の請求に際しては、団体ごとに、支払帳票ごとの管理番号等と金額を記載した一覧表を作成し提出する。
- ・ 交通費及び宿泊費の請求に際しては、団体ごとに、訪問者、訪問日時、金額がわかるような一覧表を作成し提出する。

7. 事業期間

委託契約締結日と2026年4月1日のいずれか遅い日から2027年3月15日まで

8. 納入物

- ・ 報告書一式及びDVD-R等電子媒体による納入
- ・ 支援団体一覧表

9. 納入場所

原子力発電環境整備機構 広報部地域コミュニケーショングループ

10. 特記事項

(1) 再委託の扱い

- ・ 再委託は、機構が再委託の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。

<再委託認定基準>

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理に関する業務以外の再委託について、以下の要件のいずれかを満たす場合にこれを認める。

- ① 受託者が再委託した方が効率的である場合
- ② 委託内容に高い知見を持った第三者を必要とする場合
- ③ その他事情を勘案し、必要な場合

- ・ 契約当初から再委託を予定している場合は、実施体制図を作成し、入札時に再委託先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。なお、再委託比率が50%を超える場合はその理由を書類に記載のこと。

(2) 疑義が生じた場合の扱い

- ・ 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に明示がない事項について疑義が生じた場合には、その都度、当機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(3) 適否判断資料の提出

- ・ 入札者は入札者が本委託業務を適切に実施できるか否かを当機構が判断できるよう、業務実績等がわかる資料等を提出すること。

以 上